

## あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（令和4年秋田県条例第6号）の趣旨に基づき、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現に向けた取組の一助として、性的少数者でパートナーシップ関係にある旨の宣誓の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に決定された性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ関係 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者間の関係であって、その一方又は双方が性的少数者であるものをいう。
- (3) パートナー パートナーシップ関係を宣誓しようとする相手又はパートナーシップ関係にある相手をいう。

### (宣誓の要件)

第3条 パートナーシップ関係にある旨の宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有している又は3か月以内に県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) パートナー以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 宣誓に係る当事者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。

### (宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ関係にある旨の宣誓をしようとする者（以下「申請者」という。）は、パートナーと共に次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を知事に提出するものとする。

- (1) あきたパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
- (2) あきたパートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）

2 前項の規定により宣誓書及び確認書を提出する際は、次の各号に掲げる書類（パートナーシップ関係にある旨の宣誓をしようとする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添付するものとする。

（1）申請者の住民票の写し

（2）申請者に係る独身証明書又は戸籍抄本

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合は、同項に定める書類に類する書類をもってこれに代えることができる。

4 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において又は郵送により行うものとする。

（通称の使用）

第5条 申請者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つこと）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称を使用することができる。

（県内への転入）

第6条 申請者双方が県外に在住し、今後一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出しなければならない。

（本人確認）

第7条 知事は、申請者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

（1）個人番号カード（マイナンバーカード）

（2）旅券

（3）運転免許証

（4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した資格証明書等であって、申請者の顔写真が添付されたもの（知事が認めるものに限る。）

（5）前各号に掲げるもののほか、知事が認める書類

2 通称を使用する場合は、知事は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）の提示を求めるものとする。

3 前2項の確認は、知事が指定する方法でインターネットにより行うことができる。

（宣誓書の受領証明書等の交付）

第8条 知事は、第3条の規定による宣誓の要件を確認した後、申請者に対し、提出された宣誓書に秋田県行政文書管理要綱第11条第2項の規定に基づく收受印（以下「收受印」という。）を押印した上で、提出された宣誓書の写しを交付するものとする。

2 知事は、前項の宣誓書の写しを交付するときは、あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書（様式第3号。以下「受領証明書」という。）を併せて交付するものとする。

- 3 申請者が第5条の規定により通称を使用したときは、受領証明書の表面に通称を、裏面に氏名を記載するものとする。
- 4 知事は、申請者が転入予定者であるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、転入予定者受付票（様式第4号。以下「受付票」という。）を収受印を押印した上で交付し、その後、第6条の規定による住民票の写しの提出があったときは、受付票と引き換えに、第1項及び第2項の規定により宣誓書の写し及び受領証明書（以下「受領証明書等」という。）を交付するものとする。

（事前調整）

第9条 知事は、第7条の本人確認及び前条の受領証明書等又は受付票の交付を行うに当たり、場所その他必要な事項をあらかじめ申請者と調整するものとする。

（受領証明書等の再交付）

- 第10条 第8条の規定により受領証明書等又は受付票の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損その他の理由により受領証明書等又は受付票の再交付を希望するときは、あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書（様式第5号）により、その再交付を申請することができる。ただし、次条第1項、第12条第1項又は第13条第1項の規定に該当する場合は、この限りでない。
- 2 第7条及び前条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第7条第1項中「申請者」とあるのは「第10条第1項の規定により再交付を申請する宣誓者」と、前条中「第7条の本人確認及び前条の受領証明書等又は受付票の交付」とあるのは「次条第2項の規定により準用する第7条の本人確認及び次条第1項の規定により受領証明書等又は受付票の再交付」と読み替えるものとする。

（受領証明書等の不正利用等）

- 第11条 知事は、宣誓者が受領証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるときは、当該受領証明書等の返還を求めるものとする。
- 2 宣誓者は、前項の規定により返還を求められたときは、第13条の規定により、受領証明書等を知事に返還するものとする。

（無効となる宣誓）

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とし、知事は受領証明書等の返還を求めるものとする。ただし、第2号に該当する場合は、事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。
- (1) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき
  - (2) 第3条各号の規定により、宣誓することができない事由が発生したとき（同条第2号にあっては、一時的に該当しなくなった場合を除く。）
- 2 宣誓者は、前項の規定により返還を求められたときは、次条の規定により、受領証明書等を知事に返還するものとする。

(受領証明書等の返還等)

第13条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）により、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (2) パートナーが死亡したとき
- (3) 第11条第1項又は前条第1項に該当するとき

2 前項の規定により届出をする際は、受領証明書等を添付しなければならない。ただし、紛失その他の理由により添付が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の届出をする宣誓者が本人であることを確認するため、当該提出と併せて、第7条第1項各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

4 知事は、第1項の届出を受けたときは、宣誓者に対し、提出された返還届に收受印を押印した上で、提出された返還届の写しを交付するものとする。

5 第1項第3号に該当する場合で、宣誓者が届出をしないときは、知事は当該宣誓者の受領証明書の交付に係る番号を県の公式ウェブサイトに掲示する等の方法により公表するものとする。ただし、その後に第1項の届出がなされた場合は、公表は中止する。

(個人情報の適切な取扱い)

第14条 知事は、この要綱に基づき事務を行う際に収集した個人情報は、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第3号）等に基づき、適正に管理及び保管するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ関係にある旨の宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## あきたパートナーシップ宣誓書

私たち、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱に規定するパートナーシップ関係にあり、お互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

\_\_\_\_\_年 月 日

(宣誓者)

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： \_\_\_\_\_年 月 日)

フリガナ

(通称) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(宣誓者)

フリガナ

氏名 \_\_\_\_\_

(生年月日： \_\_\_\_\_年 月 日)

フリガナ

(通称) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

注) 宣誓者の欄は自署してください。

なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありません。

以下は、県において記入する欄です。

交付	_____年 月 日
番号	_____

受付印

受付印
-----

## あきたパートナーシップ宣誓に関する確認書

私たちは、あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱に規定するパートナーシップ関係である旨の宣誓をするに当たって、次の表の確認事項の記載が事実と相違ないこと及び同要綱の規定を遵守することを誓います。

_____年 _____月 _____日	
(宣誓者) フリガナ 氏 名 _____ フリガナ (通 称) _____ 住 所 _____ _____ 電話番号 _____ 電子メール アドレス _____	(宣誓者) フリガナ 氏 名 _____ フリガナ (通 称) _____ 住 所 _____ _____ 電話番号 _____ 電子メール アドレス _____

注) 宣誓者の欄は自署してください。

要綱の規定	確 認 事 項	
	項 目	回答（該当するものに「レ」を記入してください。）
(関係性) 第2条第2号	一方又は双方が性的少数者であり、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(年齢要件) 第3条第1号	双方が、宣誓当日において成年に達している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(住所要件) 第3条第2号	いずれか一方が、県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
	いずれか一方が、3か月以内に県内に転入予定である。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(独身要件等) 第3条第3号・第4号	双方ともに配偶者（事実婚の関係にある者を含む。）や宣誓者以外のパートナーがいない。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(近親者要件) 第3条第5号	双方が民法第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができないとされている関係にない。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません

○ 受領証明書の受領方法をお選びください（該当するものに「レ」を記入してください）。  
 （  県庁舎において受領       郵送により受領 ）

以下は、県において記入する欄です。

氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：
氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：

様式第3号（第8条関係）

（表面）

	第 号
あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書	
あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱の規定に基づき、 お二人がパートナーシップ関係の宣誓をされたことを証します。	
____ 様 _____ 様	
	年 月 日 秋田県知事 ○○ ○○ <input type="text"/>

（裏面）

この証明書は、お二人が人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを秋田県が証明するものです。この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださるようお願いいたします。	
問い合わせ先：秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課 018-860-1555	
____ 様 _____ 様	
※通称を使用している場合、戸籍上の氏名を記載。	
特記事項	

備考

- 1 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

様式第4号（第8条関係）

## 転入予定者受付票

以下のとおり、あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱の規定に基づき、あきたパートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称)  氏名 (通称)
連絡先	

本票に秋田県内に転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課へ提出してください。

提出期限： 年 月 日

受付印

(問い合わせ先)

秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課

電話番号：018-860-1555

## あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等再交付申請書

年 月 日付けで交付されたあきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等の再交付を受けたいので、あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱第10条の規定により申請します。

\_\_\_\_\_年 月 日

1. 再交付を希望する理由（該当するものに「レ」を記入してください。）

紛失       毀損       その他（ \_\_\_\_\_ ）

2. 再交付を希望するもの（該当するものに「レ」を記入してください。）

あきたパートナーシップ宣誓書の写し  
 あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書

3. 申請者

（宣誓者）

フリガナ

氏名

（または通称）

住所

電子メール

アドレス

（宣誓者）

フリガナ

氏名

（または通称）

住所

電子メール

アドレス

注1) 宣誓者の欄は自署してください。

注2) 毀損の場合は、その受領証明書等を必ず添付してください。

以下は、県において記入する欄です。

氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：
氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：

受領証明書の交付番号	_____
------------	-------

## あきたパートナーシップ宣誓書受領証明書等返還届

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

あきたパートナーシップ宣誓証明制度実施要綱第13条の規定により、あきたパートナーシップ宣誓書の写し及びあきたパートナーシップ宣誓書受領証明書を

- 返還します。
- 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。  
(該当するものに「レ」を記入してください。)

返還等の理由（該当するものに「レ」を記入してください。）

- パートナーシップ関係が解消された
- 双方共に県内に住所を有しなくなった
- パートナーが死亡した
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_  
(または通称) \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電子メール  
アドレス \_\_\_\_\_

(宣誓者)

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_  
(または通称) \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

電子メール  
アドレス \_\_\_\_\_

以下は、県において記入する欄です。

氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：
氏名：	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他（ _____ ）	備考：

受領証明書の交付番号	_____
------------	-------

受付印
_____